

## 民放事業者のガバナンス強化に関する民放連の取り組み

### 1. 「緊急人権アクション」の策定

2025年5月22日の理事会で「民放連・緊急人権アクション」を決定。

<内容>

- (1) 人権尊重・コンプライアンス等特別委員会の設置
- (2) ジェンダー平等推進プロジェクトの設置
- (3) フジテレビ同様事案に関する社内調査の実施と公表を会員全社に要請
- (4) 「民間放送におけるビジネスと人権対応ガイドブック」の作成と会員全社での共有・活用
- (5) 民放業界全体としての人権救済メカニズムの検討
- (6) 経営トップを対象とした人権に関する講演会の実施

### 2. 「人権に関する基本姿勢」の改定

「緊急人権アクション」の一環として、1月22日の理事会で、2023年12月に決定した「人権に関する基本姿勢」の第2版を策定。ビジネスと人権に詳しい専門家の助言を受け、国際的な人権規範に準拠することを重視する内容。

### 3. 「ガバナンス強化策」の策定

2025年11月6日の理事会で「民間放送のコーポレート・ガバナンス強化策」を決定。

<内容>

- (1) 「民間放送ガバナンス指針」の制定
  - ・ 「公共性の発揮」「人権尊重の徹底」「法令や社会規範の遵守」「透明性の向上」「適切な経営体制の確立」の5つの基本原則に則り、各局それぞれで体制等を整え、社会に説明する責任を果たしていく。
  - ・ 各局で同指針の適用状況を自主的に点検し、毎年度1回公表する。民放連は各局の開示状況を集約して公表する。
  - ・ 上記指針は1月22日の理事会で決定、4月1日付で施行。
- (2) 定款の変更
  - ・ 民放連が行う「事業」を定めた定款第4条を変更し、各局のコーポレート・ガバナンス向上にかかわる活動を実施することを明確にする。
  - ・ 上記定款変更は12月18日の臨時総会で決議。

(3) 「ガバナンス検証審議会」の設置

- ・ 外部専門家を議長とする「ガバナンス検証審議会」を新設し、ガバナンス上の重大な不祥事が会員社に発生した場合、当該社に報告を求め、原因究明や再発防止に対する助言を行い、是正措置の策定を求める。
- ・ 同審議会は、ガバナンス不全の程度や当該社の対応の妥当性、民放連としての処分等の必要性などについて審議し、緊急対策委員会に報告する。理事会は緊急対策委員会からの提案を尊重して対応を決定する。
- ・ 同審議会の意見や助言を踏まえて、民放連は日常的なガバナンス向上活動を実施する。
- ・ 1月22日の理事会で「ガバナンス検証審議会 設置・運営要綱」を決定。4月1日施行。同審議会は外部専門家3名、会長、副会長6名、専務理事の計11名で構成。

以 上

## 民放連・緊急人権アクション

### 1. 目的

フジテレビの女性アナウンサーが業務の延長上の会合で「性暴力」による重大な人権侵害を受けた事案が発覚し、同社の対応が不十分であったことが明らかになった。この問題を契機に、民間放送全体の人権意識やコンプライアンスを疑問視する声が、視聴者・リスナーやステークホルダーの間で高まっている。

民放連は2025年度第1回理事会において、民間放送への信頼を回復するために、人権を尊重しコンプライアンスを徹底することを決議した。この決議を踏まえて、今後1年の間に、以下の取り組みを緊急かつ自主的に進める。

### 2. 具体的取り組み

#### (1) 人権尊重・コンプライアンス等特別委員会の設置

会長を委員長とし、副会長および専務理事を委員として「人権尊重・コンプライアンス等特別委員会」(以下、特別委員会)を設置する。特別委員会は来年6月の定時総会までを期限として、この取り組みを強力に推進する。

本特別委員会の下部機構として、特別委員会委員社のコンプライアンス担当役員などで構成する「人権尊重・コンプライアンス等特別部会」(部会長：新堀仁子・テレビ朝日取締役、以下、特別部会)を置き、外部専門家の助言を得て、実務的な検討と事業の推進を行う。

#### (2) ジェンダー平等推進プロジェクト(仮称)の設置

フジテレビ事案をめぐって、民放業界におけるジェンダーバイアス、ジェンダーギャップが背景にあると指摘されている。特別委員会の下部機構として、「ジェンダー平等推進プロジェクト」(仮称、座長：檜原麻希・副会長、ニッポン放送社長)を、6月中をめどに設置する。

同プロジェクトは、民放業界における男性優位の構造を改革するための提言を行うことを目的とする。本プロジェクトの委員構成は、ジェンダーバランスに配慮するとともに、テレビキー局や準キー局だけでなく、ローカル局、ラジオ局からの参加を得て、多様性を重視したものとし、外部専門家の助言を得て提言をとりまとめる。

#### (3) フジテレビ同様事案に関する社内調査の実施と公表を会員全社に要請

会員全社に対して、フジテレビ同様事案に関する社内調査を実施し、自主的に公表することを4月21日付で文書により要請した。各社が自主的に公表した内容を、民放連で集約して公表する(5月16日に第1次集約を公表、6月上旬に第2次集約を公表予定)。

(4) 「民間放送におけるビジネスと人権対応ガイドブック」(以下、人権対応ガイドブック)の作成と会員全社での共有・活用

「人権対応ガイドブック」は、会員社が、自社ならびにグループ会社や関連会社(契約相手企業等)において人権対応の取り組みを進める際の手引きとして、▽「ビジネスと人権」に関する全体像、▽人権方針の策定、▽人権デューデリジェンス(人権DD)の実施、▽人権侵害があった場合の救済――などの具体的なプロセスなどを取りまとめたもの。総務委員会で作成を進めており、6月13日の理事会で決定する予定。会員社のコンプライアンス担当を対象とした人権対応ガイドブックの説明会を7月末までに開催し、共有、活用する。

(5) 民放業界全体としての人権救済メカニズムの検討

特別委員会および特別部会において、民放業界全体の人権救済メカニズムのレビューを行う。ローカル局への支援を念頭に、業界全体での人権救済メカニズムの構築・向上策を検討し、可及的速やかに結論を得る。

(6) 経営トップを対象とした人権に関する講演会を実施

経営トップを対象にした人権に関する講演会を連続して実施する。その第1回として、「人権対応ガイドブック」(仮称)の作成にあたって助言をいただいた、ビジネスと人権に関する専門家の小磯優子氏(OURS小磯社会保険労務士法人 代表社員 特定社会保険労務士)の講演会を6月13日に開催する。今後、人権をテーマにして外部専門家(例えば、BPO関係者を想定)による講演会を開催する。

(7) その他

今後、特別委員会および特別部会で具体的な検討を行い、適切な施策があれば追加して進めていく。

### 3. 取り組みの公表

本アクションの成果や活動は、記者会見や民放連ウェブサイトで逐次公表していくとともに、民放連のウェブマガジン「民放online」などで紹介していく。

以 上

## 人権に関する基本姿勢（第2版）

### <基本理念>

今日、社会全体における人権意識の高まりを踏まえて、あらゆる企業に対して、事業活動全般における人権の尊重が求められるようになった。国連においては、2011年に「ビジネスと人権に関する指導原則」が採択されている。

民放連は、1951年に制定した「放送基準」の前文で基本的人権の尊重を謳い、民間放送各社は、この基準を踏まえて、番組内容の根底に人権尊重の理念を据えて公共的使命を果たしてきた。

この基本姿勢は、番組内容に関して培ってきた人権尊重の理念を、民放連会員社のすべての事業活動に反映し、その両立を図っていくためのものである。民間放送が社会から信頼されるメディアで在り続けるために、人権尊重の重要性を改めて認識し、以下の指針に沿って事業活動を展開していくことを誓う。民間放送にかかわるすべての取引先にもこの基本姿勢への賛同を求める。

### <基本指針>

#### 1. 人権の尊重

民間放送は、すべての人が生まれながらにして自由であり、尊厳と権利について平等であることを理解し、すべての人の自由と基本的人権を尊重する。多様性を認め、個人の尊厳と自由が守られる社会の実現に貢献する。

人種・民族、性（性別・性的指向・性自認など）、職業、境遇（家庭環境、出身地や居住地など）、信条のほか、障害や身体的特徴、疾病などを理由としたあらゆる差別を認めない。

個人としての尊厳や人格を不当に傷つけるあらゆるハラスメント、長時間労働や健康を害する働き方を強いることを認めない。

自らの事業活動が子どもの成長に与える影響に配慮し、子どもの権利の尊重・推進に貢献する。

#### 2. 人権侵害の防止と是正・救済

民間放送は、自らの事業活動において人権侵害を引き起こさない、または助長しないことに最大限の価値を置く。民放連および民放連会員社は、すべての人の人権に配慮した事業活動を実践するよう、役職員への研修や啓発活動を実施する。幅広いステークホルダーとの建設的な対話を通して、すべての取引先において、民間放送の事業活動が人権侵害を助長しないように努める。また、SNSやAIなどITの進歩・普及に伴い人権侵害や差別等が発生し得ることに留意する。

民放連会員社は、自らの事業活動における人権リスク（人権への負の影響）を特

定・評価し、その防止・軽減に向けた適切な措置を講じる。さらに、自らの事業活動における人権侵害にかかわる苦情を受け付け、是正・救済に資する仕組み（苦情処理メカニズム）を整え、自社に関わるすべての人が安心して声をあげられる環境づくりを目指す。

### 3. メディアとしての社会的責任

民間放送は、人々の生活に寄り添いながら、社会とともに歩みを進めてきた存在である。自らの番組や報道による人権侵害を防ぐだけでなく、人権問題に関する取材・報道を通じて人々の人権意識の向上に寄与することも重要な使命である。このことを自覚し、表現の自由を守りつつ、人々の知る権利に応える報道やさまざまな事業活動を通じて、すべての人々の人権が尊重される社会の実現を目指す。

### 4. 不断の見直し

人権は普遍的なものである一方、人権への意識は社会の進歩に応じて維持向上させていかなければならない。民間放送は時代の変化を鋭敏に捉えて、取り組みをアップデートしていく。

この基本姿勢は随時、見直しを行うこととする。

以 上

2023年12月21日 制定

2026年 1月22日 改定（第2版）

「人権に関する基本姿勢」新旧対照表

新	旧
<p><u>＜基本理念＞</u></p> <p>今日、社会全体における人権意識の高まりを踏まえて、あらゆる企業に対して、事業活動全般における人権の尊重が求められるようになった。国連においては、2011年に「ビジネスと人権に関する指導原則」が採択されている。</p> <p>民放連は、1951年に制定した「放送基準」の前文で基本的人権の尊重を謳い、民間放送各社は、この基準を踏まえて、番組内容の根底に人権尊重の理念を据えて公共的使命を果たしてきた。</p> <p><u>この基本姿勢は、番組内容に関して培ってきた人権尊重の理念を、民放連会員社のすべての事業活動に反映し、その両立を図っていくためのものである。民間放送が社会から信頼されるメディアで在り続けるために、人権尊重の重要性を改めて認識し、以下の指針に沿って事業活動を展開していくことを誓う。民間放送にかかわるすべての取引先にもこの基本姿勢への賛同を求める。</u></p>	<p>今日、社会全体における人権意識の高まりを踏まえて、あらゆる企業に対して、事業活動全般における人権の尊重が求められるようになった。国連においては、2011年に「ビジネスと人権に関する指導原則」が採択されている。</p> <p>民放連は、1951年に制定した「放送基準」の前文で基本的人権の尊重を謳い、民間放送各社は、この基準を踏まえて、番組内容の根底に人権尊重の理念を据えて公共的使命を果たしてきた。<u>報道活動では公共性と公益性を重んじ、事実と真実を伝えることを目指して「報道指針」を策定し、あらゆる人々の基本的人権の実現に寄与するための道標としてきた。</u></p> <p><u>しかしながら、今年、大手芸能事務所元代表者による人権侵害行為に対して、民放各社の意識が希薄であったことが明確となった。</u></p> <p><u>民放連会員社の役職員はこのことを反省し、今後とも社会から信頼されるメディアで在り続けるために、人権尊重の重要性を改めて認識し、以下の指針に沿って事業活動を展開していくことを誓う。民間放送にかかわるすべての取引先にもこの基本姿勢への賛同を求める。</u></p>

## ＜基本指針＞

### 1. 人権の尊重

民間放送は、すべての人が生まれながらにして自由であり、尊厳と権利について平等であることを理解し、すべての人の自由と基本的人権を尊重する。多様性を認め、個人の尊厳と自由が守られる社会の実現に貢献する。

人種・民族、性（性別・性的指向・性自認など）、職業、境遇（家庭環境、出身地や居住地など）、信条のほか、障害や身体的特徴、疾病などを理由としたあらゆる差別を認めない。

個人としての尊厳や人格を不当に傷つけるあらゆるハラスメント、長時間労働や健康を害する働き方を強いることを認めない。

自らの事業活動が子どもの成長に与える影響に配慮し、子どもの権利の尊重・推進に貢献する。

### 2. 人権侵害の防止と是正・救済

民間放送は、自らの事業活動において人権侵害を引き起こさない、または助長しないことに最大限の価値を置く。民放連および民放連会員社は、すべての人の人権に配慮した事業活動を実践するよう、役職員への研修や啓発活動を実施する。幅広いステークホルダーとの建設的な対話を通して、すべての取引先において、民間放送の事業活動が人権侵害を助長しないように努める。また、SNSやAIなどITの進歩・普及に伴い人権侵害や差別等が発生し得ることに留意する。

民放連会員社は、自らの事業活動における人権リスク（人権への負の影響）を特定・評価し、その防止・軽減に向けた適切な措置を講じる。さらに、自らの事業活動における人権侵害にかかわる苦情を受け付け、

### 1. 人権の尊重

民間放送は、人種・民族、性、職業、境遇、信条をはじめ、性的指向・性自認や障害の有無などを理由としたあらゆる差別を認めない。特に、社会的弱者やマイノリティの人々、未成年の人権に配慮し、尊重する。

個人としての尊厳や人格を不当に傷つけるあらゆるハラスメントやいじめ、長時間労働や健康を害する働き方を強いることを認めない。

### 2. 人権侵害の防止

民間放送は、自らの事業活動において人権侵害を引き起こさないことに最大限の価値を置く。幅広いステークホルダーとの建設的な対話を通して、すべての取引先において、民間放送の事業活動が人権侵害を助長しないように努める。また、放送にかかわるすべての人々の人権を尊重するため、役職員の啓発を行う。

是正・救済に資する仕組み（苦情処理メカニズム）を整え、自社に関わるすべての人が安心して声をあげられる環境づくりを目指す。

### 3. メディアとしての社会的責任

民間放送は、人々の生活に寄り添いながら、社会とともに歩みを進めてきた存在である。自らの番組や報道による人権侵害を防ぐだけでなく、人権問題に関する取材・報道を通じて人々の人権意識の向上に寄与することも重要な使命である。このことを自覚し、表現の自由を守りつつ、人々の知る権利に応える報道やさまざまな事業活動を通じて、すべての人々の人権が尊重される社会の実現を目指す。

### 4. 不断の見直し

人権は普遍的なものである一方、人権への意識は社会の進歩に応じて維持向上させていかなければならない。民間放送は時代の変化を鋭敏に捉えて、取り組みをアップデートしていく。

この基本姿勢は随時、見直しを行うこととする。

以 上

2023年12月21日 制定

2026年 1月22日 改定（第2版）

### 3. メディアとしての社会的責任

民間放送は、人々の生活に寄り添いながら、社会とともに歩みを進めてきた存在である。このことを自覚し、表現の自由を守りつつ、人々の知る権利に応える報道やさまざまな事業活動を通じて、すべての人々の人権が尊重される社会の実現を目指す。

以 上

## 民間放送のコーポレート・ガバナンス強化策

高い公共性の発揮が求められる民間放送には、公正で透明な事業運営が不可欠である。一般社団法人日本民間放送連盟（民放連）は、会員各社がより信頼される存在になることを目指して「民間放送ガバナンス指針」を制定し、それを踏まえたガバナンス強化活動を実施する。

### 1. 「民間放送ガバナンス指針」の制定

#### 「民間放送ガバナンス指針」（案）

##### <基本理念>

民間放送は、公共の福祉、文化の向上、産業と経済の繁栄に役立ち、平和な社会の実現に寄与することを使命としている。また、知る権利にこたえて健全な民主主義の発展に資することが民間放送の重要な職責である。この使命や職責を確実に果たすためには、放送の自主自律を堅持しつつ、人権尊重の徹底、法令や社会規範の遵守など、社会から信頼されるガバナンスを確立することが不可欠である。

民放連会員社は、民間放送の持続可能性を高めるために、以下の基本原則に則り、自ら体制等を整え、社会に説明する責任を果たしていくこととする。なお、社会の価値観や事業環境の変化などに応じて、本指針の見直しを随時行う。

##### <基本原則>

#### 1. 公共性の発揮

- (1) 国民共有の財産である電波を預かって事業を展開していることを自覚し、公共の福祉の実現に寄与する。
- (2) 公正な報道を旨として、知る権利にこたえて健全な民主主義の発展に貢献する。
- (3) 放送法で求められている災害放送や視聴覚障害者向け放送を実施する。
- (4) 地域ジャーナリズムの担い手、地域の情報・文化センターとしての機能を果たす。

#### 2. 人権尊重の徹底

- (1) 事業活動全般において人権尊重を徹底する。
- (2) 人権が尊重される社内体制を構築して、継続的に改善を行う。

### 3. 法令や社会規範の遵守

- (1) 高い公共性が期待される放送事業者として、法令や社会規範を遵守する。
- (2) 役員・社員は高い倫理観と職業意識を養い、公正で透明な事業活動を行う。

### 4. 透明性の向上

- (1) 社会全体がステークホルダーであるという放送事業の性格を踏まえて、企業経営にかかわる諸情報（企業理念、役員の構成、基本的な財務情報など）の積極的な開示を行い、透明性を向上する。
- (2) 自律が独善に陥らないように、幅広いステークホルダー（視聴者・リスナー、広告主、取引先、従業員、地域社会など）との対話の回路を強化する。

### 5. 適切な経営体制の確立

- (1) 取締役会は、株主からの負託にこたえて、関係者との取引関係も含めて適切な事業運営が行われるように業務執行を監督する。直接の業務執行を行わない社外取締役や監査役の役割は、特に重要である。
- (2) 会員社の代表者は、本指針適用の責任を担う。また、ガバナンス不全が疑われる重大な事案が発生した場合には、必要な情報開示を行いながら、信頼回復に向けた施策を積極的に講じる。

#### <モニタリング>

会員社は、本指針の適用状況を自主的に点検し、毎年1回公表する。民放連は各社の開示状況を集約して公表する。

公表する事項や方法は、会員社が取締役会の決議を経たうえで自主的に決定する。ただし、基本原則「4. 透明性の向上」にもとづく、経営情報の開示については民放連がフォーマットを作成して、各社はそれに基づいて情報の開示を行う。

民放連は公表に関して、会員社からの問い合わせに応じるなどサポートを行う。

(2026年1月22日制定を予定)

## 2. ガバナンス強化活動

### (1) 民放連定款の変更

民放連が行う「事業」を定めた定款第4条を変更し、会員社のコーポレート・ガバナンス向上にかかわる活動を実施することを明確にする。

### (2) 「ガバナンス検証審議会」の設置

会員社のガバナンスの向上を支援するとともに、会員社のガバナンス不全が民間放送全体

の信頼を傷つけるような事態に備えて、外部専門家を議長とする「ガバナンス検証審議会」（以下、審議会）を2025年度末までに新設する。審議会は外部専門家3名、会長、副会長6名（在京キー局代表者、ラジオ委員長）、専務理事をメンバーとする。

審議会は、民間放送全体に影響を及ぼすおそれのあるガバナンス上の重大な不祥事が会員社に発生した場合、当該社に対して事案に関する報告を求めるとともに、原因究明や再発防止に対する助言を行い、是正措置の策定を求める。審議会は、ガバナンス不全の程度、当該社の対応の妥当性、民放連としての処分等の必要性などについて審議し、その結果を理事会に報告する。理事会はこれを尊重して対応を決定する。審議会の開催状況は公表する。

### （3）ガバナンス向上活動の実施

民放連は、審議会の意見や助言を踏まえて、日常的なガバナンス向上活動を実施する。具体的な取り組みを以下に例示する。

- ① 会員社のガバナンス指針の適用状況に関する集約と開示。
- ② 会員社がガバナンス指針を適用する際に参考となる資料の作成。
- ③ 会員社のガバナンス強化に関するベストプラクティス例を定例的に調査・共有し、公表する。
- ④ 人権尊重、法令遵守体制の構築にあたって有用な資料を作成し、また役員や社員を対象にした研修を実施する。
- ⑤ 各社の取締役、監査役を対象としたガバナンスに関する研修等を実施する。
- ⑥ 民放連としてガバナンスに関する外部専門家と契約し、日常的なガバナンス向上活動に関する会員社への助言を行う相談窓口を設ける。

以 上

## 民放連定款 新旧対照表

変更後	変更前
<p>(事業)</p> <p>第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 放送倫理の確立とその高揚</p> <p>(2) 会員相互の連絡と共通問題の処理</p> <p><u>(3) 会員の適切なガバナンスの確保に資する事業</u></p> <p>(4) 放送の番組、技術及び経営などの調査並びに研究</p> <p>(5) 放送事業に関する諸問題に関し、国会、関係官庁、その他との連絡</p> <p>(6) テレビジョン中継回線の運用に関する業務</p> <p>(7) 著作権法施行令第3条による記録保存所の業務</p> <p>(8) 放送事業に関する啓もう及び宣伝</p> <p>(9) 機関紙及び資料の発行</p> <p>(10) 会員及びその関係者の福祉、親ぼく及び融和に必要な事業</p> <p>(11) その他前条の目的達成のため必要と認めた事業</p>	<p>(事業)</p> <p>第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 放送倫理の確立とその高揚</p> <p>(2) 会員相互の連絡と共通問題の処理</p> <p>(3) 放送の番組、技術及び経営などの調査並びに研究</p> <p>(4) 放送事業に関する諸問題に関し、国会、関係官庁、その他との連絡</p> <p>(5) テレビジョン中継回線の運用に関する業務</p> <p>(6) 著作権法施行令第3条による記録保存所の業務</p> <p>(7) 放送事業に関する啓もう及び宣伝</p> <p>(8) 機関紙及び資料の発行</p> <p>(9) 会員及びその関係者の福祉、親ぼく及び融和に必要な事業</p> <p>(10) その他前条の目的達成のため必要と認めた事業</p>
<p>(除名)</p> <p>第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。</p> <p>(1) この定款に違反したとき。</p> <p>(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。</p> <p><u>(3) 放送倫理、民間放送事業等に関して、民間放送全体に対する信頼等を著しく毀損したと認めるとき。</u></p> <p>(4) 会費の納入を3か月以上怠ったとき。</p> <p>(5) その他除名すべき正当な事由があるとき。</p>	<p>(除名)</p> <p>第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。</p> <p>(1) この定款に違反したとき。</p> <p>(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。</p> <p>(3) 会費の納入を3か月以上怠ったとき。</p> <p>(4) その他除名すべき正当な事由があるとき。</p>

変更後	変更前
<p>(会員の処分)</p> <p>第11条 会員が放送倫理、民間放送事業等に関して、この法人又は民間放送全体に対する信頼等を毀損したと認めるときは、理事会の決議によって会員活動を制限することができる。</p> <p>2 前項の規定は、法人法第48条第2項の趣旨に反しないものとする。</p> <p>3 会員活動の制限の期間は、12か月以内とする。</p>	<p>(会員の処分)</p> <p>第11条 会員が放送倫理、民間放送事業等に関して、この法人又は民間放送に対する信頼等を毀損したと認めるときは、理事会の決議によって会員活動を制限することができる。</p> <p>2 前項の規定は、法人法第48条第2項の趣旨に反しないものとする。</p> <p>3 会員活動の制限の期間は、12か月以内とする。</p>

以 上

## ガバナンス検証審議会 設置・運営要綱

### 第1章 審議会の設置・運営

#### (設置)

第1条 連盟による会員社のガバナンス確保に資する事業を推進するため、ガバナンス検証審議会（以下、審議会）を置く。

2 審議会は、次の各号の活動を行う。

- 一 会員社で発生したガバナンス不全による重大な不祥事に関して審議し、審議結果を緊急対策委員会に報告する。
- 二 会員社のガバナンス向上のために連盟が行う活動について、指導・助言を行う。

#### (構成)

第2条 審議会は、民間放送事業のガバナンスに関して識見を有する外部専門家（以下、外部専門家委員）3人以内、会長、副会長6人以内、専務理事の委員をもって構成する。

#### (委員の選任)

第3条 審議会の委員は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

2 理事会に付議する外部専門家委員の候補は、緊急対策委員会の審議により決定する。なお、外部専門家委員の再任を妨げない。

3 委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結時までとする。欠員により補充選任された委員の任期は、前任者の残存任期とする。

#### (議長)

第4条 審議会の議長は、委員の互選により外部専門家委員の中から定める。

2 選任された議長の指名により、議長に事故あるときに議長の職務を代行する外部専門家委員1名を予め定める。

#### (開催)

第5条 審議会は、議長が招集する。

2 委員の過半数が開催を求めた場合には、議長は審議会を招集する。

3 審議会は、年度1回以上開催する。

#### (分科会)

第6条 議長が必要と認めるときは、外部専門家委員による分科会を開くことができる。

#### (会員社に対する報告の求め)

第7条 議長は、会員社で発生したガバナンス上の不祥事に関して、当該社に対して、審議会宛の報告を求めることができる。報告は、書面または審議会における説明のかたちで行う。

2 会員社から報告があった不祥事については、議長が重要と判断した場合、審議会に報告する。

#### (原因究明や再発防止に関する助言等)

第8条 審議会は、会員社で発生したガバナンス上の不祥事に関して、原因究明や再発防止策に対する助言を行い、是正措置の策定を求めることができる。

## 第2章 ガバナンス不全による重大な不祥事に関する審議

### (審議)

第9条 審議会が、会員社で発生したガバナンス不全による不祥事が民間放送全体の信頼を著しく毀損したおそれがあると認めたときは、当該事案について審議を行う。

### (委員の責務)

第10条 委員は、放送の公共性を重視し中立・公正な姿勢で審議に臨まなければならない。

2 委員は、審議で知りえた秘密の情報（関係者のプライバシー・個人情報、企業秘密等）を漏洩してはならない。ただし、第12条第5項により公表した事項を除く。

### (会員社の処分等の審議)

第11条 審議会が定款第9条に定める除名、同第11条に定める会員の処分（以下、会員社の処分等）の必要性について審議する場合は、以下の各号の事由等を総合的に考慮して行う。

- 一 当該事案が民間放送全体に対する社会的な信頼を大きく失墜させているか。
- 二 当該社の社会的信頼が失墜することにより、広告主、広告会社等のステークホルダーとの取引に重大な影響が出ているか。
- 三 当該事案について、当該社がどのような事案の調査や再発防止策の策定などの対応を行っているか。

2 審議事案にかかる会員社の委員は審議に参加しない。

### (審議結果の取りまとめ)

第12条 審議の結果、会員社の処分等が必要と認めるときは、緊急対策委員会に対して審議結果を報告する。緊急対策委員会は、審議結果を尊重して、会員社の処分等を理事会に提案する。

- 2 会員社の処分等が必要との審議結果をまとめる際には、当該会員社の意見を聴く機会を設ける。
- 3 会員社の処分等が必要との審議結果の取りまとめは、委員全体の3分の2以上の賛成を要する。
- 4 除名処分相当との審議結果の取りまとめは、原則として当該社に対する嚴重注意、会員活動の制限などを行ったのち、当該社の対応が不十分な場合に行う。
- 5 会員社の処分等が必要との審議結果を取りまとめたときは、連盟はその内容を公表することができる。

## 第3章 ガバナンス向上活動に関する指導・助言

### (指導・助言)

第13条 審議会は年度1回以上、連盟が実施するガバナンス向上活動に関する報告を受け、討議のうえ必要に応じて指導・助言を行う。

2 連盟が行う報告には、会員社の民間放送ガバナンス指針の適用状況、会員社の経営情報の公開状況を含むものとする。

## 第4章 雑 則

### (公 開)

第14条 審議会の開催および議事の概要は、開催後2カ月以内に民放連ウェブサイトで公開する。

### (事務局)

第15条 審議会の事務局を、民放連事務局内に置く。審議会事務局は局長および局員若干名をもって構成する。

### (細 則)

第16条 本要綱に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は、議長が審議会に諮って定める。

### (改 正)

第17条 本要綱の改正は、理事会の承認をもって行う。

### 附 則

審議会発足時に委嘱された委員の任期は、2028年度の定時総会の終結時までとする。また、発足時の外部専門家委員は、上田亮子氏、音好宏氏、中村直人氏とする。

2026年1月22日制定

2026年4月1日施行

ガバナンス検証審議会 委員名簿

<外部専門家委員>

委員	上田亮子	京都大学経営管理大学院客員教授
委員	音好宏	上智大学文学部新聞学科教授
委員	中村直人	弁護士

(敬称略・五十音順)

<民放連>

委員	早河洋	会長
委員	龍宝正峰	副会長 (TBSテレビ社長)
委員	福田博之	副会長 (日本テレビ放送網社長)
委員	檜原麻希	副会長 (ニッポン放送社長)
委員	篠塚浩	副会長 (テレビ朝日副会長)
委員	清水賢治	副会長 (フジテレビジョン社長)
委員	吉次弘志	副会長 (テレビ東京社長)
委員	堀木卓也	専務理事

以上 11名